

デイサービス審査厳しく

厚生労働省方針 安易な参入に歯止め

厚生労働省は自宅から日帰りで通い、入浴や食事などの介護を受けられるデイサービスへの参入審査を一部厳しくする方針を固めた。「小規模型」を対象に都道府県による書類審査から、市町村が専門組織に諮って審査するように見直す。小規模型は介護報酬単価が高いため新規参入が多いが、サービスの質が不十分と

の指摘がある。安易な参入に歯止めをかけ、給付増の抑制とサービス内容の向上につなげる。18日の社会保障審議会介護保険部会に素案を示

デイサービス

介護保険制度では「通所介護」と呼ばれ、在宅介護と施設介護の中間的なサービス。デイサービスセンターへ行って入浴や食事、トイレなどの介護や、体の機能訓練が受けられる。要介護者の家族にとっては介護から離れて休める利点もある。介護利用者の3人に1人にあたる160万人が利用。新規参入が多く、基本的には日帰りだが事業者によっては介護保険外の宿泊にも対応するなど、サービス競争が激しい。

す。デイサービスは都道府県が事業所を指定するが、うち定員10人以下の小規模型を市町村が指定するよう、介護保険法を改正する方針。市町村は事業者を公募し、住民や福祉関係の識者らを集めた委員会の意見を聞いてサービス内容を見極めながら審査する。2015年度からの実施を狙う。小規模型デイサービスは全体の約3万5千事業所のうち5割超の約1万8千を占め、最近7年で2・5倍に急増した。中小企業の参入が多く、飲食など異業種から転じる

ケースもある。改修したど参入条件が緩い半面、民家でも始められ看護職一部でサービスの質が不員を確保しなくてよいな十分との声があった。

在宅介護へのシフトで、デイサービス市場の拡大参入にブレーキをかける傾向は続くものの、厚労省は小規模型への安易な参入にブレーキをかける考え。